

## 会員規約

この会員規約（以下「本規約」）は、一般財団法人日本スポット溶接協会（以下「当協会」）と、一般財団法人日本スポット溶接協会会員（以下「会員」）との関係に適用し、また会員の心得、規範を明確にしています。一般財団法人 日本スポット溶接協会事務局（以下「当協会事務局」）では、入会の申込をいただいた時点で、本規約を承認したとみなします。

### 総 則

#### 第1条（会員規約の適用）

当協会は、会員との間に本規約を定め、これにより当協会の運営を行います。また、当協会が随時発表する諸規定も、本規約の一部を構成します。

#### 第2条（会員規約の変更）

当協会は、自らが円滑な運営のために必要と判断した場合、会員の事前の承諾を得ることなく、本規約を変更することができます。変更後の会員規約については、当協会のサイト上への掲載、電子メール、書面その他当協会が適切と判断する方法により通知した時点から、その効力を生じます。

#### 第3条（入会申込）

当協会への入会の申込をする方は、当協会が別に定める年会費を払込み、入会申込書に必要事項を記入して、当協会事務局に提出することとします。

#### 第4条（入会申込の拒絶等）

当協会は、入会申込者が次の各項に該当する場合、入会を認めない場合があります。

- (1) 入会申込書に偽名を含む虚偽の事項を記載した場合
- (2) 入会申込者が本規約に反するおそれのある場合
- (3) その他、前各項に準ずる場合で、当協会が入会を適当でないと判断した場合

#### 第5条（会員の種類・年会費）

会員の種類、年会費、資格および特典は、次の各号の通りです。

- (1) 団体会員            年会費 10,000 円
- (2) 個人会員（法人） 年会費 1,000 円
- (3) 資格：協会の趣旨にご賛同とご支援いただける団体及び個人（法人）  
特典：当協会主催の講習会・講演会の優遇、会報配信、技術相談等

## 第6条（年会費の免除）

当協会は、次の各号に該当する場合、年会費を免除します。

- (1) 個人会員のうち当協会の役員に就任した者は、就任期間中に支払うべき年会費を免除します。
- (2) その他、当協会が適当と判断した場合

## 第7条（入会期間）

入会期間は原則として入会登録完了日から 1年間（9月30日まで）とし、期間終了後は退会手続きを行わない限り自動的に次年度（10月1日～翌9月30日）へ更新とされるものとする。

## 第8条（変更）

1. 会員は、その氏名、名称、住所、電話番号、電子メールアドレス等に関する事項に変更があったときは、速やかに書面によりその旨を当協会事務局に通知する。
2. 前項の規定による変更通知の不在によって、当協会からの会員への通知、連絡、書類等が遅延または不達になったとしても、当協会はその責を負わないものとします。

## 第9条（会員資格の喪失）

会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失します。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- (4) 1年以上年会費を滞納したとき
- (5) 全会員の同意があったとき

## 第10条（退会）

退会しようとする場合は、退会届を当協会事務局に届け出て退会することができます。

## 第11条（抛出金品の不返還）

一度払い込まれた会費及びその他の抛出金品は返還しません。

## 第12条（禁止行為）

- (1) 会員資格に基づく一切の権利または義務を、第三者に譲渡または貸与すること
- (2) 当協会の職務上知り得た情報を他に漏らすこと
- (3) 当協会で取得した資料または知り得た情報を、当協会の活動以外に利用すること

- (4) 他者が所有するあらゆる権利を侵害するなどの法律違反行為、またはそのおそれのある行為
- (5) 前項の規定は、会員が会員資格を喪失、退会、除名された後も効力を有します。

### **第13条（損害賠償）**

会員が、本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって当協会が損害を受けた場合、当該会員は、当協会が受けた損害を当協会に賠償することとします。

### **第14条（個人情報の保護）**

1. 会員の個人情報(住所・氏名・写真・電話番号・FAX番号・電子メールアドレス等)は、プライバシー保護のため、全会員がその取扱いには十分注意し、会員以外の第三者に名簿を譲渡もしくは売却し、またはその内容の一部もしくは全部を何らかの媒体に公表してはいけません。
2. 当協会は、当協会が保有する会員の個人情報に関して適用される法規を遵守するとともに、当協会が定める個人情報保護方針に従い、当該個人情報を適切に取り扱うものとします。

### **第15条（本規約の追加・変更）**

当協会は、理事会の承認を得て本規約の内容を変更、追加または削除することがあります。

【付則】本規約は、令和4年7月1日より改定する。